

6 公認カートコースに係る特例措置：

対象	特例措置	特例措置期間
公認カートコース	<p>すべての公認カートコースについて、以下の手続きに基づき、発給済許可証の公認有効期間が満了する年の翌年を満了する年に記載変更を行い「ライセンス」を発給いたします。</p> <p>①公認有効期間が2020年12月31日を以て満了となる公認カートコースは、JAF国内カートコース公認規定第7条1に基づき、2020年11月末日までに所定の申請書に必要事項（公認有効期間は2021年1月1日～12月31日として記載）を記入し、添付書類（変更のある場合のみ提出）を添えてJAFに提出してください。2022年以降の更新の際には、JAF国内カートコース公認規定第7条1に基づき、公認有効期間を単年または複数年の何れかにて通常の更新申請を行ってください。</p> <p>②公認有効期間が2021年以降を以て満了となる公認カートコースについては、発給済ライセンスの公認有効期間が満了する年の翌年を満了する年に記載変更を行い「ライセンス」を発給いたします。記載変更後の公認有効期間満了に伴う次年度への更新の際には、JAF国内カートコース公認規定第7条1に基づき、公認有効期間を単年または複数年の何れかにて通常の更新申請を行ってください。</p> <p>※FIA-CIKによる国際公認に関わる事項（FIA-CIK申請料含む）については、FIA-CIKの定める規則・基準等に拠るものといたします。</p>	2021年11月末日までの間